

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年9月30日

【発行者の名称】

OOKABE GLASS株式会社  
(OOKABE GLASS CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 大壁 勝洋

【本店の所在の場所】

福井県福井市米松二丁目24番8号

【電話番号】

0776-54-4557 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 総務部長 酒井 佳世子

【担当 J-Adviser の名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される  
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。  
名称:株式会社証券保管振替機構  
住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

OOKABE GLASS株式会社  
<https://ookabe-glass.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 21 期(中間)	第 22 期(中間)	第 20 期	第 21 期
決算年月		2023 年6月	2024 年6月	2022 年 12 月	2023 年 12 月
売上高	(千円)	633,639	675,047	1,225,343	1,275,860
経常利益	(千円)	77,517	89,017	131,247	146,364
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(千円)	47,002	58,666	81,110	93,303
中間包括利益又は包括利益	(千円)	55,207	65,106	83,670	100,917
純資産額	(千円)	665,129	775,946	609,921	710,839
総資産額	(千円)	1,154,938	1,244,877	1,144,958	1,199,692
1株当たり純資産額	(円)	280.38	327.10	257.11	299.65
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	19.81	24.73	34.19	39.33
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	57.5	62.3	53.2	59.2
自己資本利益率	(%)	7.4	7.9	14.3	14.1
株価収益率	(倍)	21.7	—	—	10.93
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	96,905	85,000	48,570	121,820
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,782	△12,484	△231,732	△1,311
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△73,717	△12,871	169,006	△86,301
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	522,356	595,154	500,691	535,089
従業員数	(名)	52	54	51	51

- (注) 1. 当社は、2022年12月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、第21期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第20期の中間連結財務諸表は記載しておりません。
4. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第20期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第22期(中間)は、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第20期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。また、第21期の連結財務諸表、第21期及び第22期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査及び中間監査を受けております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	29
EC サイト開発事業部門	19
EC サイトプロデュース事業部門	3
全社(共通)	3
合計	54

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数であります。

3. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

### (2) 発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32	32.4	6.6	3,362

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	29
全社(共通)	3
合計	32

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数であります。

4. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠き、景気の先行きは未だ不透明な状況が続いております。住宅業界におきましては、国内の新設住宅着工戸数は減少傾向が続いておりますが、窓リフォーム市場においては政府主導で創設された大規模な住宅省エネ支援策である「先進的窓リノベ事業」における補助金制度の活用により、大規模な需要が創出されました。

このような状況の中、当社グループは「誰もが安心を分かち合う社会」をミッションに掲げ、顧客に安心してご購入いただくための商品力の強化及び複数の販促施策を展開することで、新規顧客の獲得による業績拡大に取り組んでおります。さらに、顧客の潜在ニーズを見つけ有益な提案をスピーディーに行うなど、顧客満足度向上の取り組みも合わせて行うことで顧客数・売上高共に順調に拡大いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は 675 百万円(前年同期比 6.5%増)、営業利益は 88 百万円(前年同期比 15.3%増)、経常利益は 89 百万円(前年同期比 14.8%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は 58 百万円(前年同期比 24.8%増)となりました。

また、当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前連結会計年度末と比べ 60 百万円増加し、595 百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 85 百万円(前年同期は 96 百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益 89 百万円の計上と法人税等の支払額 31 百万円の支出によるものです。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 12 百万円(前年同期は 1 百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 11 百万円によるものです。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 12 百万円(前年同期は 73 百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出 7 百万円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	239,769	110.2
合計	239,769	110.2

(注) 金額は、仕入価格によっております。

### (3) 受注実績

当社グループは受注から商品引渡までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

### (4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	643,214	104.7
EC サイト開発事業部門	9,709	91.1
EC サイトプロデュース事業部門	22,123	264.6
合計	675,047	106.5

(注) 1. 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の 10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年3月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### (1) J-Adviser との契約に関するリスクについて

当社は、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser として同社と担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 3 年において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の

規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
  - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
  - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、詳細につきましては、「第6 経理の状況 1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

##### (2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

###### (資産の部)

当中間連結会計期間末における総資産合計は、前連結会計年度末に比べ 45 百万円増加し、1,244 百万円となりました。これは、主に現金及び預金の増加によるものであります。

###### (負債の部)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ 19 百万円減少し、468 百万円となりました。これは、主に長期借入金の減少によるものであります。

###### (純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ 65 百万円増加し、775 百万円となりました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。

##### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

##### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、マーケティング拠点であるゲストハウス(福井県福井市)の土地購入により、土地の帳簿価額が9,900千円(面積116.09㎡)増加しております。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

###### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

###### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年1月1日～ 2024年6月30日	—	2,372,200	—	10,000	—	105,904

#### (6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
スリー・バイ・スリー合同会社	福井県福井市米松二丁目24番8号	1,200,100	50.59
大壁 勝洋	福井県坂井市	1,042,200	43.93
伊井 敏幸	福井県福井市	129,900	5.48
計	—	2,372,200	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,372,200	23,722	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,372,200	—	—
総株主の議決権	—	23,722	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 2024年1月から2024年6月については、売買実績はありません

3 【役員状況】

2024年3月29日付の発行者情報公表日以後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	480,661	540,238
売掛金	103,093	85,674
商品	24,008	26,448
預け金	59,228	59,716
その他	23,567	4,749
貸倒引当金	△555	△581
流動資産合計	690,003	716,244
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	91,297	89,835
土地	※2 246,659	※2 256,559
リース資産(純額)	3,551	3,186
その他(純額)	368	861
有形固定資産合計	※1 341,877	※1 350,442
投資その他の資産		
投資有価証券	56,954	68,446
長期前払費用	48,869	48,778
保険積立金	27,631	27,710
繰延税金資産	2,523	1,905
その他	31,832	31,349
投資その他の資産合計	167,812	178,190
固定資産合計	509,689	528,632
資産合計	1,199,692	1,244,877

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,529	41,452
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 14,940	※2 14,940
リース債務	3,528	3,143
未払金	37,899	38,859
未払法人税等	31,788	30,153
未払消費税等	15,092	14,062
その他	※3 66,097	※3 60,523
流動負債合計	223,874	213,135
固定負債		
社債	15,000	10,000
長期借入金	※2 240,074	※2 232,604
退職給付に係る負債	7,405	7,580
繰延税金負債	2,499	5,611
固定負債合計	264,978	255,795
負債合計	488,853	468,931
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	105,904	105,904
利益剰余金	582,996	641,662
株主資本合計	698,900	757,567
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,938	18,379
その他の包括利益累計額合計	11,938	18,379
純資産合計	710,839	775,946
負債純資産合計	1,199,692	1,244,877

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
売上高	633,639	675,047
売上原価	220,528	237,329
売上総利益	413,110	437,717
販売費及び一般管理費	※ 336,743	※ 349,661
営業利益	76,366	88,056
営業外収益		
受取利息	302	341
受取配当金	159	147
為替差益	259	420
受取保険金	304	—
受取助成金	585	—
受取手数料	—	272
その他	560	343
営業外収益合計	2,170	1,525
営業外費用		
支払利息	641	564
その他	378	—
営業外費用合計	1,019	564
経常利益	77,517	89,017
税金等調整前中間純利益	77,517	89,017
法人税、住民税及び事業税	32,600	30,225
法人税等調整額	△2,085	125
法人税等合計	30,514	30,350
中間純利益	47,002	58,666
親会社株主に帰属する中間純利益	47,002	58,666

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 1月 1日 至 2023 年6月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1月 1日 至 2024 年6月 30 日)
中間純利益	47,002	58,666
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	8,204	6,440
その他の包括利益合計	8,204	6,440
中間包括利益	55,207	65,106
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	55,207	65,106
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	その他の包 括利益累 計額合計	
当期首残高	10,000	105,904	489,692	605,597	4,324	4,324	609,921
当中間期変動額							
親会社株主に 帰属する 中間純利益	—	—	47,002	47,002	—	—	47,002
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	—	—	—	—	8,204	8,204	8,204
当中間期変動額 合計	—	—	47,002	47,002	8,204	8,204	55,207
当中間期末残高	10,000	105,904	536,695	652,599	12,529	12,529	665,129

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	その他の包 括利益累 計額合計	
当期首残高	10,000	105,904	582,996	698,900	11,938	11,938	710,839
当中間期変動額							
親会社株主に 帰属する 中間純利益	—	—	58,666	58,666	—	—	58,666
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	—	—	—	—	6,440	6,440	6,440
当中間期変動額 合計	—	—	58,666	58,666	6,440	6,440	65,106
当中間期末残高	10,000	105,904	641,662	757,567	18,379	18,379	775,946

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	77,517	89,017
減価償却費	3,455	3,033
為替差益	△259	△420
貸倒引当金の増減(△は減少)	359	26
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,277	175
受取利息及び受取配当金	△461	△488
支払利息	641	564
売上債権の増減額(△は増加)	△9,627	17,419
棚卸資産の増減額(△は増加)	2,885	△2,439
仕入債務の増減額(△は減少)	6,785	△3,076
未払金の増減額(△は減少)	5,875	960
未払消費税等の増減額(△は減少)	3,414	△1,029
その他の増減額	18,592	13,243
小計	110,456	116,985
利息及び配当金の受取額	391	423
利息の支払額	△620	△548
法人税等の支払額	△13,322	△31,859
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,905	85,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△11,599
保険積立金の積立による支出	△79	△79
投資有価証券の取得による支出	△1,398	△1,445
その他の増減額	△304	639
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,782	△12,484
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△68,316	△7,470
社債の償還による支出	△5,000	△5,000
リース債務の返済による支出	△401	△401
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,717	△12,871
現金及び現金同等物に係る換算差額	259	420
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,664	60,064
現金及び現金同等物の期首残高	500,691	535,089
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 522,356	※ 595,154

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

OOKABE Creations株式会社

株式会社FPEC

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

##### ②商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

・建物及び構築物 10～45年

・その他 4～15年

##### ②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業部門の業務としてEC運営事業部門、ECサイト開発事業部門及びECサイトプロデュース事業部門にて業務を行っており、これらの事業部門の業務から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

##### ・EC運営事業部門

EC運営事業部門は、ガラス・建材商品の販売を行っております。これらは顧客に対する商品の販売であり、商品を納入することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

•EC サイト開発事業部門

EC サイト開発事業部門は、顧客に対して建築分野の WEB マーケティングサービスを提供しております。これらのサービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供することを履行義務としており、役務提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

•EC サイトプロデュース事業部門

EC サイトプロデュース事業部門は、顧客に対してブランディング及びマーケティングサービスを提供しております。これらのサービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供することを履行義務としており、役務提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	81,361 千円	84,395 千円

※2 担保に提供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
土地	205,308 千円	205,308 千円
計	205,308 千円	205,308 千円

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	9,996 千円	9,996 千円
長期借入金	177,509 千円	172,511 千円
計	187,505 千円	182,507 千円

※3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
契約負債	43,958 千円	41,326 千円

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
退職給付費用	1,329 千円	985 千円
貸倒引当金繰入額	650 千円	130 千円
広告宣伝費	54,775 千円	68,983 千円
給与手当	84,174 千円	82,456 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年6月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計 期間末株式数(株)
普通株式	2,372,200	—	—	2,372,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年6月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計 期間末株式数(株)
普通株式	2,372,200	—	—	2,372,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年6月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年6月 30 日)
現金及び預金勘定	467,923 千円	540,238 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,800	△4,800
証券口座預け金	59,232	59,716
現金及び現金同等物	522,356	595,154

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

主として車両であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	56,954	56,954	—
資産計	56,954	56,954	—
長期借入金(1年内返済予定分を含む)	255,014	253,659	△1,354
社債(1年内償還予定分を含む)	25,000	24,876	△123
負債計	280,014	278,536	△1,477

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	68,446	68,446	—
資産計	68,446	68,446	—
長期借入金(1年内返済予定分を含む)	247,544	245,803	△1,740
社債(1年内償還予定分を含む)	20,000	19,826	△173
負債計	267,544	265,630	△1,913

(注)以下の金融商品については、現金であること及びすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

資産 現金及び預金、売掛金、預け金

負債 買掛金、未払金

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品  
前連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	31,199	—	—	31,199
社債	—	13,605	—	13,605
その他	—	12,150	—	12,150
資産計	31,199	25,755	—	56,954

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	36,164	—	—	36,164
社債	—	15,252	—	15,252
その他	—	17,029	—	17,029
資産計	36,164	32,281	—	68,446

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	253,659	—	253,659
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	24,876	—	24,876
負債計	—	278,536	—	278,536

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	245,803	—	245,803
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	19,826	—	19,826
負債計	—	265,630	—	265,630

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

### 1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	29,788	15,565	14,222
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	12,150	8,828	3,322
	小計	41,939	24,394	17,545
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	1,410	1,623	△212
	(2) 債券	13,605	13,762	△156
	(3) その他	—	—	—
	小計	15,015	15,385	△369
合計		56,954	39,779	17,176

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	34,679	15,547	19,131
	(2) 債券	15,252	13,762	1,490
	(3) その他	17,029	10,273	6,755
	小計	66,961	39,583	27,377
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	1,484	1,641	△156
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,484	1,641	△156
合計		68,446	41,224	27,221

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

当社では、福井県福井市において、賃貸不動産(土地)を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 10,492 千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	205,308
	期中増減額	—
	期末残高	205,308
期末時価		195,800

(注) 期末の時価は、主として近隣の公示価格を基に算定した金額であります。

当中間連結会計期間(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額、当中間連結会計期間増減額、時価及び当該時価の算定方法の記載は省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
EC 運営事業部門	609,327	637,345
EC サイト開発事業部門	10,662	9,705
EC サイトプロデュース事業部門	8,359	22,123
顧客との契約から生じる収益	628,349	669,174
その他の収益 (注)	5,290	5,873
外部顧客への売上高	633,639	675,047

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	70,764	103,093
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	103,093	85,674
契約負債(期首残高)	27,881	43,958
契約負債(中間期末(期末)残高)	43,958	41,326

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、40,617 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 2023 年1月1日 至 2023 年6月 30 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024 年1月1日 至 2024 年6月 30 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間(自 2023 年1月1日 至 2023 年6月 30 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024 年1月1日 至 2024 年6月 30 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間(自 2023 年1月1日 至 2023 年6月 30 日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024 年1月1日 至 2024 年6月 30 日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間連結会計期間(自 2023 年1月1日 至 2023 年6月 30 日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024 年1月1日 至 2024 年6月 30 日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間連結会計期間(自 2023 年1月1日 至 2023 年6月 30 日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024 年1月1日 至 2024 年6月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
1株当たり純資産額	299円65銭	327円10銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
1株当たり中間純利益(円)	19.81	24.73
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	47,002	58,666
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	47,002	58,666
普通株式の期中平均株式数(株)	2,372,200	2,372,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年9月30日

OOKABE GLASS株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOOKABE GLASS株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、OOKABE GLASS株式会社及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。